



環 営 鹿 児 島

発 行 人 県 課
鹿 児 島 公 衆 衛 生 部

印 刷 所

社 有 限 有 限 公 司
か ち 印 刷 有 限 公 司
TEL 474123

年 頭 の 辞

鹿 児 島 県 知 事

金 丸 三 郎



明けましておめでとうござい
ます。

昭和五十二年の新春を、皆様方
とともに明るく迎えることができ
ましたことを心から嬉しく思いま
す。

私は、九年前知事に就任して以
来、県民の福祉の向上を図り、活
力ある郷土鹿児島を建設するため、
交通基盤の整備、産業の振興、魅
力ある地域社会の建設、教育の振
興と青少年の健全育成の四つを県

政の大きな柱として、積極的に県
政を推進してまいりました。

本県発展の基盤となります交通
基盤の整備につきましては、昨年
十一月九州縦貫自動車道の溝辺・
加治木間の開通により、県内の開
通区間が二十五キロメートルとな
り更に引き続き延長工事が進めら
れております。

また、指宿有料道路も、喜入・
谷山間の二期工事二十九・二キロ
メートルが本年四月には開通する
ことになっておりますほか、大隅
縦貫道も、加治木・国分間が五十
三年度から着工される目途がつき、
その他の区間も現在調査中であり
ます。

これらの幹線道路の整備が進む
一方で、県内どこからでも鹿児島
市や、空港、九州縦貫自動車道へ

短時間で行けるよ
うに県内各地の道
路網の整備も着々
と進められており
ます。

また、鹿児島空
港の整備拡充も進
み国内各地への往来も極めて便利
になるとともに、国際便も、香港
線、ナウル線の就航に引き続いて
パプアニューギニア線が一月六日
から開始されることになっており
ます。

鹿児島港をはじめ志布志港、川
内港、西之表港、名瀬港などの流
通拠点港湾及び枕崎港、山川、串
木野、阿久根などの基幹漁港のほ
か離島の港湾、漁港の整備も着実
に進んでおります。

鹿児島県発展上、百年の大計と
もいうべき九州新幹線の建設は、
近年の経済情勢の急変によって、
計画が進んでおりませんが、その
早期着工について、今後県民の総
力を結集して関係方面に対し、強
く働きかけ、早期完成をはからな
ければならないと思っております。

我が国の経済情勢はここ両三年
非常にきびしく、鹿児島県も決し
て例外ではありませんが、農林水
産業、観光、工業の各般にわたっ
て子細に検討いたしますと幸いに
著しい進展がみられております。

食糧供給基地をめざす農業では、
肉用牛及びブライラが全国第一位、
鶏卵が第二位、養豚が第三位、に

なるなど、すでに畜産では全国一
の揺ぎない地位を確立いたしました。
その他暖地園芸、水産業、林業
においても目覚ましい発展をみせて
おります。

また、谷山、国分などの臨海、内
陸工業地帯をはじめ、県内各地に優
良企業の進出が目立っております。

これら各産業の発展により、県民
所得水準も、昭和四十五年には全国
水準の五三・八%であったものが、
四十九年には七〇・四%となり著
しくその格差が縮小いたしました。

県政長年の課題でありました新
大隅開発については、昨年計画案
を発表いたしました。その後県
議会及び地元的全市町村で計画推
進の意志決定がなされました。

今後関係方面との調整をはかり
ながら工業開発の環境アセスメン
トを行い出来るだけ早く計画とし
て決定の上その実現に努めてまい
る決意であります。

さらに南薩地域の発展構想を昨
年まとめましたが、北薩・始良伊
佐地域の発展構想についても、本
年三月までには策定する予定にな
っております。

このほか、鹿大附属病院跡地に
国立の南九州中核医療センターの
建設、鹿児島大学歯学部の開設、
大規模年金保養基地の建設、国立
青年の家の建設等も着実に前進し
ております。

このように県土全域にわたって
新しい活力がみなぎり、豊かな県

民資質とあいまって、鹿児島県に
対する評価は一段と高まってきつ
つあると思っております。

さて七〇年代は激動の時代とい
われておりますが、ここしばらくは
は国にとっても、本県にとっても
大きな転換期にあると思っております。

最近の全国的情勢を眺めますと
きに、東京・大阪等の地域はこれ
まで集積の利益が多くわが国発展
の中心地域でありましたが、今日
ではいわゆる過密となつて却って
いろいろの負担や不便が多くなつ
てきました。

こうした状況から、日本は今後
経済も文化も地方への分散の傾向
が一層強くなつてくると思いたす
したが、わたくしが、かねて「鹿
児島に舞台は回ってくる」と申し
ておりますように、鹿児島
県の交通基盤その他の環境条件が
さらに整備されますならば、将来
の鹿児島県の発展は期して待つべ
きものがあると固く信じております。

このような認識のもとに、今後
ともみなさま方とともに、九州新
幹線、九州縦貫自動車道、新大隅
開発、農林水産業の振興、教育文
化の向上等の諸問題に取り組み、
さらに広い視野に立って、郷土鹿
児島の発展に微力を傾けてまいり
たいと考えております。

本年も県民のみなさま方の暖い
御支援と御協力をたまわりますよ
う心から祈念いたしまして新年の
ごあいさつといたします。

これからの商店経営においては、絶えず変化し続ける環境に直ちに対応することのできる技術を身につけることが大切になってきた。経営を考えると二つの方向から観察したい。

その一つは、全体的な視野に立った判断であり、二つは、そのなかにおける自店の存在価値である。石油ショック以来明らかに経営環境は変わった。従来の高度成長時代から低成長時代への変化である。消費者の所得は、収入増にほぼ等しい福祉負担増やそれを上回る公共料金の値上げ、物価高で家計のやり繰りは苦しい。

そのなかで日本人独特の将来への危惧防衛のための貯蓄は増加している。したがって消費面に向けられる支出は制約を受けざるを得ない。総理府統計局の家計調査によっても、家計費に占める食料費の比率すなわち一般にエンゲル係数と呼ばれこれは生活の苦しさを示すものであるが、昭和五十一年上半期の全国勤労者世帯の可処分所得が前年同期に比較して実質〇・五%減少し、さらに同年八月には前年比五・五%と大幅ダウンした結果、昭和四十八、九年度はエンゲル係数は三〇%台であったのが、五十一年上期には三一・七%となり下期には三二・二%と、昭和四十五年当時の数値に逆もどし家計の苦しさを訴えている。

一方、昭和三十六、七年ごろ盛んに論議された流通革命当時一二七万店の小売店は減少するどころか逆に一五四万店に増加し、従業員数も三五〇万人が五三〇万人となり、かつ売上高も六兆円から四〇兆円と飛躍的な伸長を示し、大中スーパー店の進出等により店舗面積も大型化し、昭和三十五、六年度ごろ三三〇〇万平方メートルであったのが現在では八〇〇〇万平方メートルに近く拡張された。これに反し消費者総数は今日一億一千万人と当時の一五%程度の増加に過ぎないために単純な算術計算によれば客数は共場一平方メートル当たり二・九人から一・四人と半数以下に減少している。かかる状況下にあっても売上げが伸長したのはその期間中の高度経済成長策のため六倍以上にも膨張した総需要のためであり、消費者物価の二倍半の騰貴がそうさせたのであって、低成長時代の今後はそう簡単には行かなくなってきた。すなわち各企業は真剣に自店の存在価値を消費者に訴えなければならなくなってきた。消費者もまた、賢い消費者に変身しつつある。

我が店は一体誰のためにあるのか、何のためにあるのか、最近はいろいろな団体が団体エゴをむき出しにして一番大切な国民を置いてきぼりにした論議抗争が多い。すなわち一にも二にも自分本位に、団体本位に物事を考え行動しているところに問題がある。協調、調和のない世界には発展はない。

経営の本質とは何か

重 成 福 島 士 士 診 断 業 理 小 中 税

あなたの店が地域消費者を迎えられ、支援され、その存在を歓迎されるためにはいかにかあるべきか真剣に考えてみたい。顧客が満足し、その購買行為を継続させる大きな要素は何か、満足感とはどのようなか、それらによって受けてらるべきの味である。

一、前味
二、中味
三、後味
前味とは店の経営に対する心構えであり、理解であり、それが具体的に店構え、陳列、照明、販売員の服装態度、言葉使い等接客マナーに示される行為そのものに対する顧客の満足度を示すすなわち第一印象である。この第一印象が購買を決定する大きなポイントとなる。この満足度が高い程顧客の吸引力は強くなる。次に中味である。中味とは、商品そのものに対する

満足感である。商店は勤労の喜びが生活の喜びにかわるところである。求めた商品が気に入ったときの喜びは大きい。各商店は顧客の身になって良き商品の開拓につとめることが大事なこととなり、経営者として価値ある商品の仕入に日夜研究を怠らないゆえんである。

最後の後味とは、顧客が買物を終わってその店を出るときの印象である。終わり良ければすべてよしである。帰り際の良き印象は、次の来店を約束づけてくれるものである。印象よく、気持よく顧客を送り出すコーナーを全店心掛けべきである。
二、経営者のグチるなかれ 者よ 厳しい経営環境のなかではグチの一つも出したくなるのは人情である。しかし決してグチってはいけない。明るい笑う門には福来るというたとえもある。自店の経営不振を不景気の故にする、競争の激しさにする、立地条件の悪さにする、販売員の能力不足にする等を使っているのは、決して繁昌はやって来ない。
積極的に研究を怠らず、絶えず責任は経営者のやり方の良し悪しにあるとする態度が店の繁昌を築くものである。
三、経営者よ実践者たれ、評論家たる勿れ
経営者よ、経営、経済に関する

専門書、経済雑誌新聞等をよく熟読吟味してその真髄をつかみとり、まづ自己の納得したところで実行に移して、その是非を判断し更にそのなかから優れたやり方を自分なりに創造して行かなければならない。よく見受けるが評論だけはやるが一向に実践の伴わない人がある。

知ることだけに興味があつて実践がないのは絵にかいた餅であつて腹の足しにはならない。実践第一と心得べし。
四、経営者よ人を育てよ
経営者は人を育てる能力がなくてはならない。それには経営者自身の人格の修養である。
あなたは、あなたの身辺にどれだけの人を知っていますか。孔子の門人の子賤は、父としてつかえる者二人、兄としてつかえる者三人、友として交わる者十有二人、師として教を受ける者一人あつて立派な地方長官として功績を収めました。
あなたも人を育てるには、あなたが磨かれる環境をつくるべきである。
それによってあなた自身も人を育てる力がつくでしょう。
結 語
とにかく、中小零細企業の場合には、経営者の心構えが大きく店の繁昌に響いてくるものです。弱気にならず、強気で頑張る気概を示して、大いに飛躍してください。

環衛公庫だより

環境衛生金融公庫の融資額等の一部改正について

(昭和51年5月10日実施)

- 一、貸付限度額の引き上げ
- 二、償還期限の特例
- 三、独立開業設備資金の貸付について

浴場業
三〇〇万円～四〇〇万円以内
(昭和51年5月10日から実施)

旅館業(国民旅館を除く)
二五〇万円～三〇〇万円以内
(昭和51年10月1日から実施)

浴場業に対する特別対策として償還期限が10年から15年に延長された。

三、独立開業設備資金の貸付について

対象外となっていた興行場経営、旅館業、氷雪販売業の三業種が加えられ全営業に拡大された。

四、防火避難施設に関する特別

飲食店営業、喫茶店営業、興行場営業、旅館業、及び浴場業についての適用期限が更に5年延長され昭和56年3月31日までとなった。

五、小企業設備改善資金の据置期間の設定

小企業設備改善資金に新たに6ヶ月以内の据置期間が設定された。なおこの据置期間は現行の償還期間の3年以内のうちで行うものであって償還期限の延長ではない。

特別相談員制度を利用しましょう!

特別相談員は、主として次の業務を行うことになっていきます。

- 一、経理・税務・金融及び労務管理等経営に関する指導。
- 二、営業設備の近代化、合理化に関する指導。
- 三、「小企業設備改善資金特別貸付」に係る申請書の審査及び当

該営業に対する相談指導。

四、環境衛生営業の許可申請、又は営業届出等の手続等に関する指導。

本県では次の方々が相談業務に当たられています。

御紹介します。

業種	氏名	住所
喫茶	嶺崎繁郎	鹿児島市中町十二の二
理容	川添晃	鹿児島市東千石町一四の一五
美容	伊達勝美	伊佐郡菱刈町前目一九〇六の二
	嶋之浦邦	鹿児島市照国町四の三
	池田正範	鹿児島市薬師町四二〇
	岩切恒夫	曾於郡末吉町本町一の五の一〇
	川崎林作	日置郡伊集院町太田七七八の一
	三根卓司	鹿児島市中央町二九の一〇
	坂口貞信	鹿児島市草牟田町四五二
	中村竜実	阿久根市大丸町九五
クリーニング	新地茂	鹿児島市新照院町五一の二
	坂本良人	曾於郡志布志町二五〇二の一
	成田典子	鹿児島市高麗町二七の二二
	川原嘉郎	鹿児島市武町八〇一
食肉	吉富静雄	鹿児島市南郡元町一四の一九
旅館	松元忠良	鹿児島市小川町二二の一
公衆浴場	松元忠良	曾於郡大崎町野方六一二五
社交	林城之助	鹿児島市新屋敷町一四の一四
	宮本城之助	鹿児島市名山町三の五
	吉井繁雄	鹿児島市伊敷町四二〇一の一三三
	前田博貞	鹿児島市坂元町二二九九の一六
		鹿児島市照国町二の一七

(以上二十二名)

なお、昭和五十一年度事業として現在講習会受講中の方々は次のとおりです。

業種	氏名	住所
すし	沖洲賢一	出水市六日田一八九四
料理	森永健	曾於郡志布志町
	末吉栄	鹿児島市鴨池二一五一二
	益田太郎	鹿児島市向江町二四一九
	新村虎一	枕崎市山手二七〇
	讚岐文男	出水市米ノ津町四〇一一二
	西元常秀	鹿児島市山之口町二二二二五
食肉	吉満秀吉	肝付郡高山町前田四五八

環衛融資質疑応答

(問一) 次の者は貸付対象となり得るか。

(ア) 営業許可をもっているが自ら経営していない者。

(イ) 営業許可名義人と実際上の経営者とは異なる場合の実際の経営者。

(答) (ア) 対象とならない。

(イ) 対象とならない。ただし、営業許可の名義人と生計を一にする配偶者又は親族が実際上の経営者であるときはその経営者を貸付けの対象とする。

(問二) 常時使用する従業員とは。

(答) 六か月以上の期間継続雇用されている者であって通常の従業員と同じ勤務状態にあるものは従業員に含める。

(問三) 土地取得資金は「必要なら範囲に限り対象とする」と規定し

てあるが基準を明示してほしい。

(ア) 基本的な考え方。

(イ) 旅館の庭園、ドライブインの駐車場の場合。

(ウ) 旅館の隣接地を駐車場とする場合、またその一部に2年後増築計画がある場合。

(答) (ア) 当該営業に必要な土地の取得に要する資金については、当該営業に係る店舗等の新築、改築、増築、買取り等に伴って必要な範囲に限り対象とする。

(イ) 右(ア)に該当するならば旅館の庭園、駐車場も店舗の附属構築物として貸付対象とすることはさしつかえない。ドライブインの駐車場の場合はその店の客席数に対応して利用率、一台当たり平均来客数及び一台当たりの所要面積等から判断していただきたい。

(ウ) 右(ア)に該当するならば駐車場は対象となるが店舗の増築時期、方法等につき判断としないときは

貸付の対象としない。

(問四) 独立開業設備資金に係る「・・継続して八年以上・」の「継続して」には一時的な中断があつた場合は除かれるか。

(答) 「継続して」とは客観的にみて雇用関係が継続していると認められる場合をいう。

したがって本人の自由意志により他の企業体へ移動した場合等は除かれるが、病氣、不慮の事故等によりやむを得ず一時的に勤務が中断されたときか、雇用主が形式上は変更されても実態上雇用関係に変動がないと認められるときは継続したものとみなしてさしつかえない。

(問五) 夫所有に係る建物で美容院を経営している妻が、当該施設の改築資金を申し込んだ場合貸付対象となるか。なお、改築等の建物はサラリーマンである夫名義で登記される。

(答) 対象となる。なお、このような建物所有者と借入申込者である営業者が異なる場合については、生計を一にする夫婦、親子に限り対象とすることとする。

本県の環境衛生施設数

環境衛生関係営業は、国民の日常のくらしに最も身近な営業であるだけに施設の数も多く、どの地域にも存在しています。

この環境衛生関係営業施設の数

も業種別にみると、消費者の所得上昇に伴って需要が伸び急激に増えてきたものや、逆に低滞ないし減少しているものもあります。いずれにしても環境衛生施設が多競争の激しい業種ですから、経

営安定のための努力が望まれるところ。本県における環境衛生関係営業施設数の昭和三十年以降の推移をみると別表のとおりです。

環境衛生関係営業施設数年次別推移表

業 種	年 次	昭 35	40	45	49	50
旅 館		1,340	1,637	1,675	1,846	1,881
理 容		2,037	2,264	2,501	2,553	2,565
美 容		1,157	1,443	1,857	2,046	2,142
ク リ ー ニ ン グ		503	568	766	844	891
公 衆 浴 場		502	529	503	419	411
興 行 場		126	109	57	40	40
飲 食 店		4,589	5,623	8,629	11,072	11,988
喫 茶 店		1,050	707	490	313	376
食 肉		1,359	1,641	3,220	4,109	4,750

国の昭和五十二年環境衛生営業対策関係予算内示の概要

環境衛生指導助成費補助金の増額

内示額 一億八五三三万円

(前年度一億五二〇〇万円)

(一) 都道府県分 一億二〇九七万円

(前年度一億二〇〇万円)

ア、環境衛生営業相談室の新設

イ、環境衛生営業経営指導員

制度の充実

ウ、小企業設備改善資金融資

指導事業の内容改善

(二) 全国環境衛生同業組合中央会分

五四三三万円

(前年度四九〇〇万円)

環境衛生同業組合等の指導体制等の充実

環境衛生金融公庫関係要求概要

(一) 内示額

貸付資金枠の増額

内示額二一七〇億円

(前年度一八一〇億円)

うち小企業設備改善資金特別

貸付分

内示額二一〇億円

(前年度二一〇億円)

(二) 貸付条件の改善

ア、貸付限度額の引き上げ

(1) 現行一八〇〇万円を三〇〇〇万円に引き上げること。

(2) 旅館(国民旅館を除く)の貸付限度額を五〇〇〇万円(現行三〇〇〇万円)に引き上げること。

(3) 国民旅館の貸付限度額を

〇〇〇万円(現行三五〇

〇万円)に引き上げること。

イ、小企業設備改善資金特別

貸付の条件改善

(1) 貸付限度額現行二〇〇万円を二〇〇万円に引き上げること。(内示額二五〇万円)

(2) 償還期限を五年以内(現行三年以内)とすること。(内示三年六ヶ月)

ウ、公衆浴場特別対策のための条件改善

(1) 貸付限度を五〇〇〇万円(現行四〇〇〇万円)に引き上げること。

(2) 償還期限を二〇年以内(現行一五年以内)とすること。

(3) 貸付利率を五% (現行八・九%~七%) とすること。

(4) 経営多様化設備資金の範囲の拡大を図る。

エ、特別利率の改善合理化

特別利率適用設備の追加及び合理化を図ること。

(三) 独立開業設備資金貸付対象範囲の拡大等

ア、貸付対象外の家族従業員

の範囲を2親等(現行3親等)にする。(内示2親等)

イ、担保を五〇〇万円(現行三〇〇万円)以下の貸付について原則として無担保とする。

ウ、貸付利率について年八・五% (現行年八・九%) に引き下げる。



鹿児島県環衛指導センター が設立される

財団法人鹿児島県環境衛生

指導センターの役割



環衛鹿児島

第14号

発行人
鹿児島県
衛生部公衆衛生課

営業指導センター
経営指導員 大山泉

環境業界の健全な発展と消費者の利益の擁護を目指して、「財団法人 鹿児島県環境衛生営業指導センター」が、昨年九月十九日に財団法人として許可され、十月一日付で「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づく都道府県環境衛生営業指導センターとして指定を受けました。都道府県環境衛生営業指導センターの役割は、それぞれの地域内の環境衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図るとともに利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的としたものであります。

そこで今回は、この指導センターの事業のアウトラインを御紹介しましょう。

財団法人 鹿児島県環境衛生営業 指導センターの事業概要

1. 目的

この法人は、鹿児島県における美容業、美容業、興行場、クリーニング業、公衆浴場業、食肉販売業、旅館業、すし商、喫茶業、社交業、料飲業など、いわゆる環境衛生関係営業の経営の健全化を通じて、それらの営業施設における衛生水準の維持向上を図るばかりでなく、それらの営業施設の利用者や消費者の利益を擁護することを目的としております。

2. 事業

- (1) 環境衛生関係営業の衛生施設の改善や経営の健全化についての相談、指導
- (2) 環境衛生関係営業施設の利用者や消費者の苦情処理と営業者の指導
- (3) 環境衛生関係営業が提供するサービスは種類が多いうえ、その名称や表示方法もまちまちであるため、消費者が店を選ぶのに不便があったり、サービスの内容などについて、業者との間でトラブルが生じるケースも少なくありません。そこで業種ごとに「標準営業約款」をつくって、その約款どおり営業をする業者を指導センターに登録させて、消費者及び利用者の利便を図りま

す。

- (4) 環境衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の企画、実施、あっせん

- (5) 環境衛生関係営業に関する情報、資料の収集、提供

- (6) 県民の消費生活の安定と向上に役立つ事業

- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、昭和五十六年度に実施を予定している事業は次のとおりです。

○経営指導員設置事業

指導センターに、経営指導専門の職員を置き、経理、税務、金融、労務など経営全般に関する相談、指導にあたります。

○営業相談室設置事業

指導センターに、環境衛生関係営業専門の相談室を開設し、無料で経営に必要な融資、税金申告、店舗設計、雇用問題などの相談を行うとともに、消費者及び利用者からの苦情相談にも応じます。

なお、相談は面接で行うほか、電話

相談にも応じます。

○小企業等特別融資指導事業

環境衛生金融公庫が、従業員五人以下の小企業者に、無担保、無保証人で融資する設備改善資金の利用方法などの指導を行います。

○事業活動調整員設置事業

環境衛生関係営業の分野に大企業が進出して、いろいろな紛争が起つていますが、指導センターに、これらの紛争を調査し、業界の健全な発展を図るための事業活動調整員を配置します。

○講習会、講演会開催事業

経営の安定と衛生水準の向上に役立つ講習会のはか、消費者に環境衛生関係営業を正しく理解してもらうための行事など開催。

○経営相談員研修事業

環境衛生関係営業のそれぞれの業界が、自らの努力で経営の近代化、合理化を図るために実施する経営相談を担当する経営特別相談員の養成と再教育を行います。

○その他の事業

- ①環境衛生同業組合が実施する経営相談事業や標準営業約款制度の運用等の指導
- ②組合役員研修並びに組合事務職員研修会を実施する。

○移動経営相談事業

日程は未定ですが次の場所で移動相談室を開設します。南薩地区・西之表地区

川内地区・鹿屋地区・名瀬地区

財団法人 鹿児島県環境衛生営業指導センター役員一覧

役職名	氏名	経歴
理事長	井伊淳二郎	県美容環境衛生組合理事長
副理事長	西村 徳治	県旅館 " "
"	末吉 栄	県料飲業 " "
理事	新地 茂	県クリーニング " "
"	岩崎 国治	県理容 " "
"	岩元 静夫	県食肉 " "
"	内野 栄蔵	県公衆浴場 " "
"	今村 徳二	県すし商 " "
"	厚地 速男	県喫茶業 " "
"	大重 休三	県興行 " "
"	谷川 栄一	県社交業 " "
"	出石加洲男	県中小企業団体中央会 事務局長
監事	窪 玉利	県美容環境衛生組合副理事長
"	河野 元紀	県喫茶業環境衛生組合専務理事

就任のごあいさつ

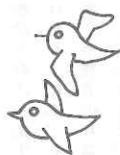
財団法人 鹿児島県環境衛生営業指導センター

理事長 井伊淳二郎



かかる重責を担

うことは、私の任ではございませんが、県内の環境衛生関係営業者並びに関係各方面の皆様のご指導を賜わりつつ、その職務を遂行してまいりたいと存じております。

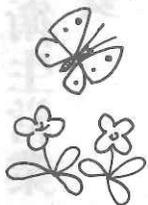


適正な営業を続けてゆくためには、経営全般に関する相談や指導が容易に受けられる体制づくりが是非とも必要であると訴えられてまいりました。幸い昭和五十四年四月「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の一部改正が行われ、経営指導体制の整備と併せて消費者、利用者の苦情処理等にも対応する環境衛生指導センターの設置が認められることとなったのであります。

これを受けて本県における十一の環境衛生同業組合が相集いこの制度活用のため新法人設立を進めてまいりました。

このようにして設立された指導センターであります。その目ざすところは、環境衛生関係営業の経営の健全化と消費者の利益の擁護という極めて公益性の強いものであります。

そのため、法人の管理運営や事業の実施にあたっては、業界以外の学識経験者等の指導助言を得て、公衆衛生の向上と県民生活の安定のために寄与するよう懸命に努力いたす所存でありますので、営業者の皆様はもとより、一般県民の皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げて、就任のごあいさつといたします。



全国のトップをきって鹿児島県美容環同組合より 適正化規程の認可申請書が提出される



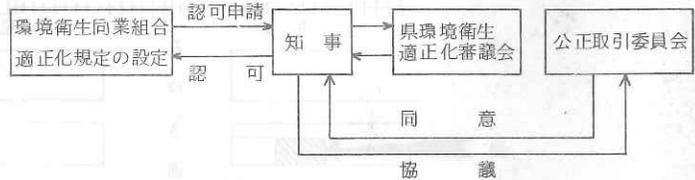
昨年八月二十二日付で、「美容業に関する適正化基準」が厚生大臣より認可されましたがこの認可により、各都道府県においては、適正化基準に準拠した各県ごとの適正化規程を設定することになるわけですが、鹿児島県美容環同衛生同業組合は、全国に先がけ、このほど「鹿児島県美容業適正化規程（案）」を、県知事に認可申請がなされました。

内容は「総則」「料金の制限」「営業方法の制限」「雑則」「付則」とにわかれております。

この適正化規程の設定により、利用者又は消費者の利益の擁護の立場から不正営業行為等についての規制が行なわれるとともに美容業界の営業競争関係を正常化せしめる大きな役割が確立されることとなります。

注 「適正化規程」とは過度の競争により適正な衛生措置、健全な経営が阻害される「おそれがある」場合における料金又は営業方法の内容その実施期間、その他その実施に関する定めをいう。認可されると独占禁止法の適用除外となり組合員及び組合員外の者まで規制できる。

図 1



公衆浴場入浴料金改定される

公衆浴場入浴料金の統制額が、次のとおり改定され昭和五十五年九月一日から施行されました。

- 大人（12才以上の者） 一八〇円
- 中人（6才以上12才未満の者） 八〇円
- 小人（6才未満の者） 五〇円
- 洗髪料（12才以上の者） 三〇円

環境衛生関係営業 功労者表彰される

例年環境衛生関係営業業者で、特に業界の発展に功労のあった方々に対して、厚生大臣及び県知事による表彰が行なわれました。昭和55年度功労者として、受賞された方々は次のとおりです。

- （略敬称）
- 厚生大臣表彰
- 井手口 益寛
- （県クリーニング環同組合副理事長）
- 川崎 林作
- （県美容環同組合副理事長）
- 県知事表彰
- 森 集造
- （県理容環同組合常務理事）
- 北原 明義
- （県理容環同組合監事）
- 伊集院ときわ
- 下村 満夫
- （県美容環同組合理事）
- 山下 三郎
- 平田 宗雄
- （県クリーニング環同組合理事）
- 朝田 要三郎
- （県公衆浴場環同組合副理事長）
- 竹之内 宏
- 内山 吉衛
- （県食肉環同組合理事）
- 宮本 勇
- （県すし商環同組合副理事長）
- 谷口 照雄
- （県すし商環同組合専務理事）
- 上加世田 正之
- 田原迫 多計男
- （県旅館環同組合副理事長）
- 横崎 繁郎
- （県喫茶業環同組合理事）
- 大重 休三
- （県興行環同組合長）



”環衛相談室の利用活用を!!“

環境衛生営業相談室が設置されてから2年余になりました。

この間、環衛業の皆様方の種々のご相談を受けてまいりましたが、今後も皆様方の身近な経営上のご相談に応じていきたいと考えておりますので、ぜひ気軽に活用してください。

1.相談室の場所

鹿児島市加治屋町2の15 嶽ビル内

鹿児島県環境衛生営業指導センター

電話番号 0992 221 8332

2.相談内容

- (1) 営業者の衛生水準の向上について
- (2) 経営上の融資、金融、税務、労務等について
- (3) 消費者の苦情処理について

3.相談の方法

面接、電話、文書等。

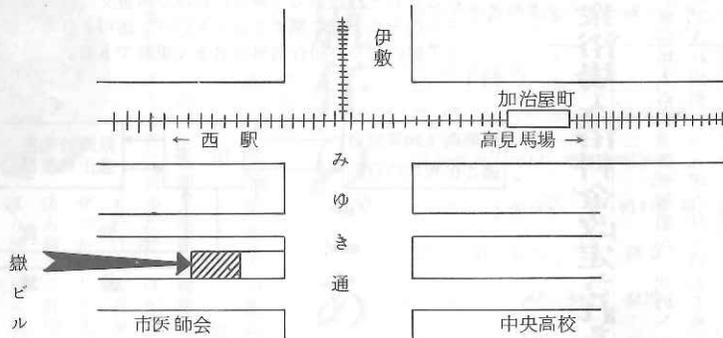
4.相談時間

平日 午前十時～午後三時
土曜日 午前中

相談には経営指導員、経営特別相談員が御相談に応じ、相談は無料です。

なお相談される方々の営業の秘密は他に漏れることはありませんので、御心配なくどしどし御利用ください。

相談室内図



環境公庫貸付の金利引き下げ

基準利率年8.8%に

環境衛生金融公庫は、同公庫の貸付金の利率のうち、基準利率（現行年9.1%）を11月28日から年8.8%に引き下げるとともに、衛生設備資金などに係る特別利率についても、それぞれ引き下げられました。

「みなさんの環境公庫」

環境衛生金融公庫は、国民の日常生活に密接な関係のある環境衛生関係の営業について衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な資金を融資することを目的として、昭和42年に設立された政府関係の金融機関です。同公庫の融資資金は、すべて国の資金でまかなわれており環衛業の営業を営んでいる方や、これから営もうとする方に対して、長期・低利の融資を行っています。

なお貸付金の使いみちは、営業に必要な設備資金に限られています。衛生設備をはじめ近代化設備、消防、防火避難、給排水などの設備については、基準利率より低い特別利率が適用されます。

「小企業の方がたには：」

環境衛生金融公庫の融資には、このほか「小企業等設備改善資金特別貸付」という制度があります。この制度は環境衛生同業組合の指導にもとずいて設備を改善しようとする小企業の方々に必要な資金を無担保・無保証人という条件で融資するもので

す。

従業員五人以下（事業主とその家族、会社の役員は含めません）の個人営業や会社で、設備資金として三〇〇万円以内の融資を受けたい場合は、この貸付制度を利用される方が有利でしょう。

「貸付と相談の窓口」

環境衛生金融公庫の貸付業務は同じ政府関係の金融機関である国民金融公庫をはじめ、銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合に委託しており、問い合わせについては環境衛生同業組合または、(財)鹿児島県環境衛生営業指導センターに御相談ください。



環 衛 かごしま

第 17 号

発 行 昭和59年 3 月 1 日

鹿児島県衛生部公衆衛生課

鹿児島市山下町 14 番 50 号
(0992)26 - 8 11 1 (代表)



— 目 次 —

動きだしたクリーニング業標準営業約款……………	2
経営特別相談員養成講習会……………	2
環境衛生功労者等表彰……………	2
環境衛生金融公庫貸付利率の一部改正……………	3
衛生管理状況の添付……………	3
理容師、美容師試験……………	3
クリーニング師試験……………	3
指導センターからのお知らせ……………	3
組合だより……………	4

鹿児島県歴史資料センター

黎 明 館

(写真説明)

明治百年を記念して郷土の歴史、
文化遺産等に対する県民の理解と認
識を深め、県民の文化活動及び学術
研究に利用いただける施設です。

鉄筋コンクリート造 3階建

延床面積 15,985平方メートル

動きだしたクリーニング業 標準営業約款

標準営業約款登録店に「S」マークが掲示されることになりました。利用者、消費者が洗濯物を安心して任せられる、いわばクリーニング店の「適」マーク制度が、このほどスタートし、登録されたクリーニング店には次のような「S」マーク（標準（Standard）衛生（Sanitation）安全（Safety）の頭文字をとったものです）の標識が登場することになりました。

この「S」マークは厚生大臣が認可した「クリーニング業に関する標準営業約款」を確実に守る店で（財）鹿児島県環境衛生営業指導センターに登録されたクリーニング店にのみ限られます。

この標準営業約款とは、一口にいえば、全国環境衛生営業指導センターが先に述べた厚生大臣の認可を得て作った、いわば営業ルールです。一、この約款で定められた処理基準により洗濯及び仕上を適切確実に行う。

二、クリーニングの種類（ランドリー、ドライ、ウエット、特殊等）の内容を表示し施設、設備の衛生的管理を行う。

標準営業約款

三、事故等の場合に損害賠償を確実にするため約款で定めた損害賠償保険に加入し顧客の利益を保全する。

など「汚れが落ちていない」「変色あるいは退色した」「紛失した」「誤配」等となく、消費者との間でトラブルが多いクリーニング業にとっては非常に画期的な制度です。この約款に従って営業することを希望する者は、（財）鹿児島県環境衛生営業指導センターに登録申請書に、施設の構造を明らかにする図面、損害賠償保険に加入していることを証する書類等を添て申請してください。

（標準営業約款登録店の標識）
S マー ク



詳細については（財）鹿児島県環境衛生営業指導センター、（電話）〇九九二二二一八三三二）または鹿児島県クリーニング環境衛生同業組合（電話）〇九九二二五一四四六六）におたずねください。
登録状況は昭和五十九年二月一日現在、クリーニング所 一一九所、取引所 二五所となっています。

経営特別相談員 養成講習会

昭和五十八年度環境衛生営業特別相談員養成講習会が二月二十日、二十一日の二日間に亘り開催されました。

本講習会は、経営特別相談員補充養成として（財）全国環境衛生営業指導センターの行う通信教育を終了された方を対象に、税務、経営、金融等実際に組合員の相談に応じられる体制づくりと、小企業等設備改善資金特別貸付金の借入申込者に対する相談、指導や審査に必要な知識について講習を行った。

今回は次の、七名の方が講習の全課程を修了され、知事から経営特別相談員として、委嘱され昭和五十九年四月から、先輩特別相談員と共に業界の相談、指導にあたられることとなります。

新特別相談員

- 下野 成夫（美 容）
- 福山 峯至（公衆浴場）
- 原田 孝造（ ” ）
- 吉富 建治（すし 商）
- 塩水 重男（ ” ）
- 川崎 義雄（ ” ）
- 穎川 実（料 飲）

表彰

環境衛生功労者 表彰される

昭和五十八年度環境衛生事業功労者として次の方々が去る十月二十五日、日本海運倶楽部（東京）において、それぞれ表彰を受けられました。

厚生大臣表彰

- ◎ 鹿児島県旅館環境衛生同業組合 副理事長 田中 亀 治
- ◎ 鹿児島県すし商環境衛生同業組合 監 事 久 徳 富 男
- ◎ 鹿児島県社交業環境衛生同業組合 理 事 長 谷 川 榮 一
- ◎ 全国環境衛生同業組合 組合中央会
- ◎ 鹿児島県喫茶業環境衛生同業組合

相談役

米盛 政季

表彰を受けられた方々に、心からお祝いを申し上げますとともに、今後とも環境衛生界のため御尽力くださいますようお願いいたします。

(順不同敬称略)

環境衛生金融公庫

貸付利率の一部改正

環境衛生金融公庫の貸付利率の一部が次のように改正されました。

一、昭和五十八年十月二十八日以降の新規契約分から

基準利率

八・二%を八・一%に

現行(特別利率)近代化)

八・一五%を八・〇五%に

二、昭和五十九年二月一日以降分の

新規契約分から

現行(特別利率)振興事業)

八・〇%を七・八%に

現行(特別利率)ソーラー)

七・八%を七・六%に

現行(特別利率)衛生、防災)

七・三%(貸付三年経過後七・八%)を七・一%(貸付三年経過後

七・六%)にそれぞれ改正になりました。

衛生管理状況の

添付について

環境衛生金融公庫の一般貸付(小企業等設備改善資金特別貸付を除く)に係る資金の借入申し込みで、その金額が百万円を超える場合には、知事の推せんを必要とすることはご存じのことと思いますが、環境衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図るため、昭和五十九年一月一日から知事あての推せん書交付願に「衛生管理状況を添付することになりました。」「衛生管理状況」の用紙は、各環同組合のほか各保健所に用意してあります。

理容師、美容師

試験について

昭和五十八年度第一回理容師、美容師の学科試験を五月十一日、鹿児島県自治会館で、理容師の実地試験を六月六日、鹿児島県理容高等専修学校で、美容師の実地試験を六月八日、鹿児島県美容学校、又第二回を理容師、美容師の学科試験を十月十九日、鹿児島県消防会館で行い、理容師の実地試験を十一月十四日、鹿児島県理容高等専修学校で、美容師の実地試験を十一月十六日、鹿児島

県美容学校でそれぞれ行いました。

試験の結果は次のとおりです。

なお、昭和五十九年度第一回試験日は五月十六日(水)を予定しております。

第二回は十月を予定しております。

理容師、美容師 試験結果表

		学 科 試 験			実 地 試 験		
		受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
第一回	理容師	26	16	61.5%	19	16	84.2%
	美容師	141	102	72.3	135	98	72.6
	計	167	118	70.7	154	114	74.0
第二回	理容師	26	19	73.1	26	18	69.2
	美容師	105	63	60.0	98	72	73.5
	計	131	82	62.6	124	90	72.6

クリーニング師 試験について

昭和五十八年度のクリーニング師試験を十月十六日に鹿児島県クリーニング会館で行いました。

試験の結果は次のとおりです。

受験者 合格者 合格率
十一名 八名 七十二・七%

なお、昭和五十九年度は十月頃を予定しております。

「県環境衛生センターからお知らせ」

「移動経営相談室」について

当指導センターでは、前年度に引き続き環境衛生金融公庫の融資について、移動経営融資説明会ならびに個別相談業務を県内主要市町村において、保健所単位で開設しております。

今年度は、各環境衛生同業組合の役員を対象に、名瀬、加世田、大口、指宿の各地区を既に実施済みであり、各地区共に活発な意見の交換を行い盛況を極めております。

五十九年度においては、他の地区数カ所を予定しておりますので、各組合の役員さんは勿論、一般組合員の方々も多数ご参加くださるよう希

望しております。

予定としては、種子島、屋久島、国分、志布志を計画しておりますが指導センター理事会の承認を得て決まさせていただきます。

組合だより

標準営業約款登録

と中級クリーニング

技術者講習会に

ついて

鹿児島県クリーニング

環境衛生同業組合

理事長 中村 竜 実

きびしい不況の中でどうしたら組合員が安定した生活がおくられるか色々考えながら、皆さん方の協力に支えられて、一年間を過して来た感じがします。しかしながら昨年は、国、県、全ク連、環境衛生営業指導センター等一貫となって、クリーニング業標準約款に一生懸命取り組みで参りました。

組合員皆様の御理解と御協力によりまして第二回登録(59、2、1)も何と一四〇軒余の登録ができました事は、私一人の喜びでなく関係者皆さんの喜びではなかったかと思えます。又反面業界発展、利用者(消

費者)の利便を図り、併せて公衆衛生の向上が一層充実されることとあります。

五十九年も色々困難な課題が山積する中で、クリーニング業標準営業約款の第三回、第四回……と登録もありますが、今までの貴重な体験を生かして、今後も専心努力して参る所在です。

又五十九年は主要課題としまして産業能率大学(東京都)が実施する中級クリーニング技術者通信講座特別出張スクーリングが、二月二十六日に第一回、四月八日に第二回、第三回は六月二十三、二十四日に鹿児島市での開催が予定されております。

この制度は、厚生省認定の中級クリーニング技術者養成を目的としての講座であり、通常、大阪、横浜で行っていますが、一県で受講者が六十名以上まるとまると特別出張講座が行われ、資格試験受験のための指導と同時に、通信教育レポート提出が、独習によるレポート提出に比べ、テキストの重要ポイント等を講師が直接指導されますので合格への近道です。

当県の第一回受講者は七十六名と多数であり心から厚くお礼を申し上げます。

(財) 鹿児島県環境衛生 営業指導センター

役員名簿

理事長 井伊 淳二郎

副理事長 (県美容環境同組合理事長) 谷川 栄一

理事 (県社交業) 内野 栄蔵

理事 (県公衆浴場) 岩元 静夫

理事 (県食肉) 岩崎 国治

理事 (県理容) 中村 竜実

理事 (県クリーニング) 宮本 勇

理事 (県すし商) 原崎 和人

理事 (県料飲業) 川添 晃

理事 (県喫茶業) 富田 勇勢

理事 (県旅館) 下田平 敏雄

理事 (鹿児島商工会議所 専務理事) 迫田 立身

理事 (県クリーニング) 塩水 重

理事 (環同組合理事)

(県すし商環同組合 常任理事)

事務局及び相談室

電話(〇九九二) 二二一八三三二

鹿児島県環境衛生

営業相談室

相談員 経営指導員

徳永哲男

吉満正義

牧 泰

四十三名

玉利恵子

相談室案内図

